

「県民支えあい 家族宿泊割」第2弾事業 Q & A

2021.2.16現在

■事業全般Q & A

	質 問	回 答						
1	今回の事業の目的は何ですか	新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きな影響を受けている観光事業者の皆様を支援するとともに、感染防止対策の徹底に頑張っている事業者の皆様を県民の支えあいにより応援するため、感染リスクが比較的低い同居の家族に限定した宿泊割引を実施します。						
2	今回の事業の具体的な内容は何か。	<p>【対象期間】 令和3年2月19日（金）～令和3年3月31日（水）宿泊分（※予定） ※ただし、上記のうち2月12日（金）以降に予約された新規の予約分</p> <p>【割引対象者】 長野県在住者（ただし同居の家族に限る、1名から利用可能） （長野県が作成した「安心旅人宣言カード」の持参等感染防止対策にご協力いただける方） ※今後の感染状況によっては、同居の家族だけでなく、県民全体などへ広げる可能性があります。</p> <p>【宿泊割引額】 ※1度の宿泊旅行あたり2泊まで</p> <table border="0" data-bbox="747 1181 1854 1320"> <tr> <td>一人一泊当たりの宿泊旅行代金</td> <td>割引金額</td> </tr> <tr> <td>5,000～10,000円未満</td> <td>3,000円割引</td> </tr> <tr> <td>10,000円以上</td> <td>5,000円割引</td> </tr> </table> <p>【割引方法】 県内の宿泊事業者、または旅行会社で割引 ※ただし、事前に参加申込があり、登録完了している対象事業者のみ</p> <p>〈宿泊施設での割引の場合〉 ※出来る限り現地精算をお願いします。 ・事前精算の場合…チェックイン（アウト）時にキャッシュバック ・現地精算の場合…販売価格からの割引にて対応 （★キャッシュバックに対応していない宿泊施設もございます。詳細は各宿泊施設にお問合せください。）</p> <p>〈旅行会社での割引の場合〉 ・代金支払い時に割引</p>	一人一泊当たりの宿泊旅行代金	割引金額	5,000～10,000円未満	3,000円割引	10,000円以上	5,000円割引
一人一泊当たりの宿泊旅行代金	割引金額							
5,000～10,000円未満	3,000円割引							
10,000円以上	5,000円割引							
3	割引の対象になる期間はいつからいつまでですか。	・令和3年2月19日（金）宿泊分から令和3年3月31日（水）宿泊分までの宿泊が対象となります。ただし予約に関しては2月12日（金）以降に予約された新規の予約分に限りませのでご注意ください。それ以前の予約は対象にはなりません。						
4	対象者の「原則同居の家族」の範囲はどこまでですか。	<p>感染リスクを抑える観点から、その恐れが比較的少ない「原則同居の家族」としました。</p> <p>「原則同居の家族」とは、同居の家族はもちろん、二世帯住宅など近隣に住み日頃から行き来のある親族を対象とします。</p> <p>例えば、①二世帯住宅で暮らす両親とその子ども夫婦 ②近隣で普段から行き来している親とその子ども ③日頃から付き合いのある近くに住む兄弟・姉妹などが考えられます。</p> <p>宿泊施設では、県内在住者であることを身分証明等で確認し、同居等であることについては、宿泊者の申告により確認することで、割引の対象とします。</p>						

	質 問	回 答
5	友人同士（長野県在住）の旅行は対象になりますか。	対象になりません。
6	1名の利用は対象になりますか。	対象になります。
7	住民票は移さず、長野県内に勤務（在住）している場合（家族と同居）、対象になりますか。	対象になります。
8	2世帯で別々に暮らしている場合利用できるか。	近隣にお住まいで、普段から行き来のあるご家族であれば対象になります。
9	姓が違っていても家族であれば対象になるのか。	同居のご家族であれば対象となります。
10	日帰りの旅行は対象になりますか。	対象になりません。宿泊を伴う宿泊旅行代金が割引の対象です。
11	県内在住者はどのように確認するのですか。	宿泊施設または旅行会社において、宿泊者の運転免許証等身分証明書で、住所確認をさせていただきます。 なお、確認する書類としては以下が想定されます。 運転免許証、健康保険証、住民票、学生証、マイナンバーカード、公共料金領収書（電話・ガス・水道・NHK受信料など：発行日から2ヵ月以内）などです。
12	OTAから予約したのも対象になりますか。	ご利用いただく宿泊施設が対象施設であれば対象になります。ご利用の際は、出来る限り現地精算をお願いします。
13	スキーのリフト券がセットになった宿泊プランは対象になりますか。	対象になります。宿泊旅行代金（税込）には、宿泊プランに含まれているリフト券等の代金を含みます。
14	金券（クオカード）付きの宿泊プランは対象になりますか。	金券（クオカードなど）付きの宿泊プランは、条件付きでの対象となります。 対応可能例：10,000円の宿泊代+2,000円の金券（クオカード） →5,000円割引を適用可能です。 5,000円～10,000円未満の宿泊代+2,000円の金券（クオカード）→3,000円割引を適用可能です。 対応不可例：4,000円の宿泊代+1,000円金券（クオカード） →対象になりません。 9,000円の宿泊代+1,000円の金券（クオカード） →5,000円割引の対象にはなりません。 3,000円の割引対象となります。
15	一人当たり何泊まで割引の対象になりますか。	お一人様1旅行当たり2泊までが対象となります。
16	家族で旅行する場合、子どもや幼児も対象になりますか。	子どもや幼児も、割引対象の金額であれば、対象となります。その場合も、一人1泊あたりの宿泊料金に対して、5,000～10,000円未満が3,000円。10,000円以上が5,000円の割引となります。（例：子供の宿泊料金が7,000円の場合…3,000円の割引）
17	旅行ツアーは、対象になりますか。	本事業（第2弾）からは対象となります。
18	国のGo Toトラベル事業との併用はできますか。	併用できません。
19	市町村が実施する割引との併用はできますか	県では市町村事業との併用を妨げないこととしています。なお実際に併用できるかは各市町村にご確認ください。
20	「小さなお宿応援事業」との併用はできますか。	併用できません。また「小さなお宿応援事業」だけでなく、「連泊エンジョイプラン」や「宿泊延期クーポン」など県が実施している事業との併用はできません。

	質 問	回 答
21	事業が中止になることはありますか。	あります。 新型コロナウイルス感染症及びGoToトラベル事業の再開 の状況によっては、 本事業を中止 （新規の予約・販売を停止）することがあります。
22	県外から帰省する子どもと一緒に宿泊をする場合は対象になりますか。	県外から帰省されるご家族と一緒に予約されたものは、割引の対象になりません。 (※ 県外に居住等、対象外の方が一人でもいらっしゃる場合には、割引の対象になりません。)
23	3月31日（水）から連泊する場合には、4月1日（木）の宿泊は割引の対象になりますか。	対象になりません。3月31日（水）から連泊する場合であっても、対象となるのは、3月31日の宿泊分のみで、4月1日以降の宿泊は対象になりませんので、ご注意ください。
24	OTAのポイント等は、併用できますか。	OTAのポイント等との併用は可能ですが、ポイントを利用して支払い額がマイナスになってしまった場合には、キャッシュバックできませんので、ご注意ください。また出来る限り現地精算をお願いします。 例) ①10,000円の宿泊旅行代金で、OTAのポイントやクーポン等3,000円分を使用した場合。 ・家族割で5,000円の割引 ・OTA等のポイントで3,000円分を使用 ⇒現地で2,000円の支払い ②10,000円の宿泊旅行代金で、OTAのポイントやクーポン等6,000円分を使用した場合。 ・家族割で5,000円の割引 ・OTA等で6,000円分を使用 ⇒現地での支払いはなしですが、1,000円分のキャッシュバックはできません。
■事業者向け Q & A		
1	本事業に参加するには、どうしたらよいでしょうか。	本事業にご参画いただくためには、申込書をご提出いただき、完了報告書を受領いただく必要がございます。 本事業の特設HP (https://tabi-susume.com/family-2nd/#push) 内の電子申請（宿泊事業者・旅行会社）から申請していただくと、申請フォームに入力いただいたメールアドレス宛に登録完了通知書及びマニュアルを送付致します。 また電子申請が難しい場合には、様式第1号及び参加同意書（※宿泊施設のみ）、営業所リスト（※旅行会社のみ）をメール（ tabi-susume@media-ps.co.jp ）または、FAX（026-217-2778）にてお送りください。 申し込みの締め切りは、令和3年2月26日（金）17時必着です。
2	OTAからの予約の場合、お客様から申し出がない場合、長野県在住であれば勝手に割り引いてもよいでしょうか。あるいはお客様から申し出があった時のみ割引をするのでしょうか。	2月12日（金）以降の新規の予約に関しては、宿泊施設様から本事業をご説明いただき、お客様が希望される場合には、割引確認書にご署名をいただき、割引を実施してください。
3	宿泊施設一施設あたりの上限泊数は決まっていますか。	一施設あたりの上限泊数は、600人泊 となります。（旅行会社は 一社あたりの上限泊数が600人泊 となります。）複数の宿泊施設を経営されている事業者は、それぞれの施設の上限が、600人泊となります。上限を超えての請求については、支援金のお支払いができませんので、ご注意ください。 (※今後の中間報告の状況によっては、上限泊数を増やすことも検討します。)
4	身分証の住所は県外ですが、県内在住の場合、住所をどのように確認すればよいですか。	身分証明書（運転免許証、健康保険証、住民票、学生証、マイナンバーカード等）の確認が難しい場合には、公共料金領収書(電話・ガス・水道・NHK受信料など：発行日から2ヵ月以内)でご確認ください。

	質 問	回 答
5	「安心旅人宣言カード」の携行がない場合も割引をしてよいですか。	出来る限り「安心旅人宣言カード」をお持ちいただくのが望ましいですが、感染防止対策にご協力いただくようお客様にお願いした上で、割引を行ってください。
6	登録完了通知書はいつ届きますか。	本事業の特設HP (https://tabi-susume.com/family-2nd/#push) 内の電子申請から申請していただくと間もなく申請フォームに入力いただいたメールアドレス宛に登録完了通知書及びマニュアルを送付致します。 また電子申請が難しい場合には、様式第1号及び参加同意書（※宿泊施設のみ）、営業所リスト（※旅行会社のみ）をメール（ tabi-susume@media-ps.co.jp ）または、FAX（026-217-2778）でお送りいただき、事務局でできるだけ速やかに対応致しますが、お時間をいただく場合がございますので、ご了承ください。
7	割引を証明する書類は、何を出さないといけないのですか。	本事業の支援金の請求には、実績内訳シート（様式5号 宿泊事業者様は、宿泊事業者様用をお使いください。旅行会社様は、旅行会社様をご使用ください。）のほかに、それぞれ以下が必要になります。 【宿泊施設】：割引確認書が必要になります。割引確認書は、宿泊者（代表者）に直筆でご記入いただく必要があります。証明書一枚ずつ、宿泊施設の名称、代表者名を記載いただき、印鑑の押印が必要になりますのでご了承ください。 【旅行会社】 宿泊の実績及び割引をした実績が証明できる書類（宿泊証明書、宿泊施設との精算に基づく精算書、旅行引受書、お客様との旅行販売における領収証など任意様式）が必要になります。
8	精算の際に対象事業者が提出する書類は、どのようなものがありますか。	①実績報告書（様式第4号） ②実績内訳シート・実績入力シート（様式第5号及び別紙）※宿泊事業者用と旅行会社用があります。 ③割引確認書（※宿泊施設のみ・様式第6号） ④宿泊の実績及び割引をした実績が証明できる書類（※旅行会社のみ・任意様式） ⑤請求書兼委任状（様式第7号）になります。 ③の割引確認書については、宿泊されるお客様にご記入頂くものになりますので、必ず宿泊者ご本人（代表者）に直筆で記入をお願い致します。また宿泊施設様の押印欄がございますので、押印をお願い致します。 様式は以下からダウンロードしてください。 (https://tabi-susume.com/family-2nd/#push) また、精算申請フォームから申請をする場合には、①⑤の提出は不要となります。 (精算フォームは準備中です。3月5日（金）にオープン予定です。精算申請専用フォームは後日改めて事務局からご連絡します。)
9	キャッシュバックの対応ができませんが、大丈夫でしょうか。	現地精算のみの対応で構いませんが、お客様にご迷惑にならないよう、その旨ご説明ください。
10	追加で注文された料理、飲み物代は、割引の対象になりますか。	対象になります。追加で注文された料理、飲み物等は、宿泊料金に加えていただき、その合計額が5,000円～10,000円未満の場合は、3,000円の割引、10,000円以上の場合は、5,000円の割引となります。追加料理を複数で注文された場合には、料金を人数割していただき、一人当たりの宿泊料金に加えてください。
11	旅行会社の支援金の上限泊数（600人泊）は、一社あたりですか。一支部あたりですか。	旅行会社については、一社あたりの上限泊数が、600人泊（上限支援金：5,000円×600人泊＝3,000,000円）になります。なお、宿泊施設については、一施設あたりの上限泊数が600人泊になります。

	質 問	回 答
12	手配旅行などで、宿泊代、交通費がそれぞれ明記されている場合、合算して割引してよいか。	合算していただいて結構です。その際は、宿泊代、交通費を併せていただき「宿泊旅行代金」としてください。ただし、日帰り旅行は対象になりませんので、ご注意ください。
13	追加の飲食と同様に、あとからリフト券を追加購入した場合も割引の対象になりますか。	対象になりますが、宿泊料金とリフト券を併せた「宿泊旅行代金」として申請をしてください。
14	旅行会社で予約を受ける際に、本事業（家族宿泊割）に登録していない宿泊施設の割引をしてよいですか。	本事業に参画していない宿泊施設は、対象になりません。 本事業は、宿泊施設が、同意書の事項にある感染症対策を徹底していただくことが、支援対象事業者の登録条件となります。登録されていない宿泊事業者の予約を受ける場合には、宿泊事業者に登録をしていただいた上で、予約を受け付けてください。